様式第４の２（第８条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書
（市場取引等により供給する事業を行う場合に限る）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１０条第１項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

□変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

□追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注２）

設備ＩＤ（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注３）	□運転開始前 □運転開始後（運転開始日：　　年　　月　　日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

□　認定計画情報

□　認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注４）　＿＿＿

認定計画情報（注５）

変更項目	変更前		変更の有無	変更後		変更理由	備考
事業者名（注６）			□有 □無				□地方税法第二百四十二条の七十に規定する法人
法人番号（注７）（注８）			□有 □無				
法人の代表者氏名（注８）	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
法人の役員氏名（注８）	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
	役職		□有 □無	役職			
	氏名			氏名			
密接関係者（注９）			□有 □無				
事業者の住所（注８）	（〒　　－　　）		□有 □無	（〒　　－　　）			
発電設備の区分（注１０）			□有 □無				
発電設備の出力（ｋW）（注１１）			□有 □無			□電力会社都合 □上記以外	
最大受電電力（ｋW）（注１２）	□　発電側託送供給料金の支払者		□有 □無	□　発電側託送供給料金の支払者			
パワーコンディショナーの自立運転機能の有無	□　有（　　ｋW） （自立運転機能　　ｋW） □　無		□有 □無	□　有（　　ｋW） （自立運転機能　　ｋW） □　無			
給電用コンセントの有無	□有　　□　無		□有 □無	□有　　□　無			
発電設備の名称（注８）			□有 □無				

<table>
<tr><td colspan="2">発電設備の設置場所（注１３）</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td>□有
□無</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業区域の面積（㎡）</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">複数太陽光発電設備設置事業の該当性（注１４）</td><td>□該当する</td><td>□　第一種複数太陽光発電設備設置事業
□　第二種複数太陽光発電設備設置事業</td><td rowspan="2">□有
□無</td><td>□該当する</td><td>□　第一種複数太陽光発電設備設置事業
□　第二種複数太陽光発電設備設置事業</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">□　該当しない</td><td>□　該当しない</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">太陽光発電設備の設置形態（注１５）</td><td rowspan="2">□屋根設置（□既設の建物等
□建設中・予定の建物等）</td><td>建物の所有</td><td>□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td rowspan="3">□有
□無</td><td rowspan="2">□屋根設置（□既設の建物等
□建設中・予定の建物等）</td><td>建物の所有</td><td>□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>建物の種類</td><td>□　一戸建ての住宅
□　共同住宅
□　事務所、工場、店舗
□　学校、公共施設
□　その他（　　）</td><td>建物の種類</td><td>□　一戸建ての住宅
□　共同住宅
□　事務所、工場、店舗
□　学校、公共施設
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>□地上設置（□野立て
□営農型
□水上）</td><td>土地の所有</td><td>□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td>□地上設置（□野立て
□営農型
□水上）</td><td>土地の所有</td><td>□　事業者が所有
□　事業者以外が所有
□　事業者が事業者以外と共有</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">太陽電池に係る事項（注１６）</td><td>製造事業者名</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変換効率</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">□有
□無</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">□除外事項該当性</td></tr>
<tr><td colspan="2">□真性変換効率
□実効変換効率</td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td>枚数（枚）</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計出力（kW）</td><td colspan="2"></td><td>□有
□無</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">風車に係る事項（注１７）</td><td>製造業者名</td><td></td><td>□有
□無</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>型式番号</td><td></td><td>□有
□無</td><td></td><td></td><td>□別紙あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">配線方法（注１８）</td><td></td><td>□有
□無</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">自家発電設備等の有無（注１９）</td><td>□有
自家発電設備等の種類 □蓄電池 蓄電池の位置 □PCSより発電設備側 区分計量の可否 □可 □不可 □PCSより系統側 系統からの充電 □有 □無
□その他（　　）
□無</td><td>□有
□無</td><td>□有
自家発電設備等の種類 □蓄電池 蓄電池の位置 □PCSより発電設備側 区分計量の可否 □可 □不可 □PCSより系統側 系統からの充電 □有 □無
□その他（　　）
□無</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電気事業者への電気供給量の計測方法</td><td></td><td>□有
□無</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">保守点検責任者（注２０）</td><td>法人名（法人の場合）：
責任者氏名：
所属・役職（法人の場合）：
電話番号：（　　）　　－
法人番号（法人の場合）：</td><td>□有
□無</td><td>法人名（法人の場合）：
責任者氏名：
所属・役職（法人の場合）：
電話番号：（　　）　　－
法人番号（法人の場合）：</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">保守点検及び維持管理計画（注２１）</td><td></td><td>□有
□無</td><td>別紙のとおり</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">接続契約締結日</td><td>年　　月　　日</td><td>□有
□無</td><td>年　　月　　日</td><td>□接続契約解約後の再締結
□再接続検討後の再締結（注２２）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金の受給額（円）（注２３）</td><td></td><td>□有
□無</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">自家消費等計画（注２４）</td><td>当該発電設備における発電電力量の見込み　　ｋＷｈ/年
自家消費等の量の見込み　　ｋＷｈ/年</td><td>□有
□無</td><td>当該発電設備における発電電力量の見込み　　ｋＷｈ/年
自家消費等の量の見込み　　ｋＷｈ/年</td><td></td><td></td></tr>
</table>

	自家消費等の用途			自家消費等の用途			
	前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年		前年の電力消費量(既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年		
	自家消費等の比率	％		自家消費等の比率	％		
解体等に要する費用（注２５）	□外部積立て（法第１５条の１２から第１５条の１６までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □内部積立て（法第１５条の１７に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）		□有 □無	□外部積立て □内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）			□「内部積立てに係る事項」添付あり
需給管理の方法			□有 □無				
電気の取引方法			□有 □無				
セキュリティ管理責任者	法人名（法人の場合）		□有 □無	法人名（法人の場合）			
	責任者名			責任者名			
	所属・役職（法人の場合）			所属・役職（法人の場合）			
	電話番号			電話番号			
	法人番号（法人の場合）			法人番号（法人の場合）			

遵守事項（注２６）	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２７）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された交付期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□

	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類（注２８）	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
	②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
	④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３１）	□有 □無			
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			
	⑧工事計画届出書又は使用前自己	□有 □無			

確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）				
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注３６）	□有 □無			
⑪構造図（注３７）	□有 □無			
⑫配線図（注３８）	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注３９）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注４０）	□有 □無			
⑮事業実施体制図（注４１）	□有 □無			
⑯関係法令手続状況報告書（注４２）	□有 □無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す	□有 □無			

書類（許可取得が必要な場合）（注４２）				
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４２）	□有 □無			
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等（注４３）	□有 □無			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類（注４３）	□有 □無			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体公報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類（注４３）	□有 □無			
㉖説明会における配布資料（注４３）	□有 □無			
㉗説明会の出席者名簿又は事前周知措置を実施した対象の範囲が分	□有 □無			

かる書類（注４３）（注４４）				
㉘説明会の議事録（注４３）	□有 □無			
㉙説明会の開催後又は事前周知措置の実施後に受け付けた質問等及び当該質問に対する回答（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉚説明会概要報告書又は事前周知措置概要報告書（注４３）（注４４）	□有 □無			
㉛再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）	□有 □無			
㉜補助金を返還したことを証する書類（注２３）	□有 □無			
㉝受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
㉞発電量調整供給契約申込書の写し	□有 □無			
㉟市場取引等により供給する方法を証する書類	□有 □無			
㊱自ら又は直接の取引先が電気事業法上の事業者であることを証する書類（１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満の太陽光発	□有 □無			

	電設備のみ）				
	㊲その他１	□有 □無			
	㊳その他２	□有 □無			
	㊴その他３（注４５）	□有 □無			

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注４６）	変更前			変更の有無（注５０）	変更後			備考
	燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４９）		燃料名（注４７）	バイオマス比率（%）（注４８）	バイオマス比率考慮後出力（ｋW）（注４９）	
A				□有 □無				
	計				計			
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計				バイオマス合計				
調達上限比率（注５１）				調達上限比率（注５１）				

F				□有 □無				
	非バイオマス合計				非バイオマス合計			
ライフサイクルGHG算定値（注５２）	（燃料名　：　　） g-CO2eq/MJ電力				（燃料名　：　　） g-CO2eq/MJ電力			
ライフサイクルGHG燃料輸送距離（注５３）	（　燃料名　：　　） km				（　燃料名　：　　） km			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。
（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注７）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注８）　本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。
（注９）　事業実施体制図の記載事項に含めて記載して提出すること。
（注１０）発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
8	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－

2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	－

（注１１）発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１２）発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。

（注１３）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１４）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋW以上５０ｋW未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋW未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋW以上となる場合をいう。

（注１５）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１６）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１７）一基当たりの出力が２０ｋW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」及び「型式番号」を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１８）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数の引込の配線とする。

（注１９）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、蓄電池の位置及び区分計量の可否、系統からの充電の有無も該当するボックスにチェックを付すこと。

（注２０）同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注２１）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注２２）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注２３）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２４）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給（電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給をいう。）を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２５）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。

（注２６）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２７）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２８）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２９）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注３０）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３１）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注３２）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。

（注３３）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注３４）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３５）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。

（注３６）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名及び型式番号が分かる書類を添付すること。

（注３７）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。

（注３８）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電

池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。

（注３９）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

（注４０）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。

（注４１）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。

（注４２）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。法第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注４３）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。

（注４４）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。

（注４５）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注４６）燃料区分名は次の記号のとおり。

Ａ：メタン発酵ガス
Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
Ｄ：建設資材廃棄物
Ｅ：一般廃棄物・その他のバイオマス
Ｆ：その他（助燃剤等）
Ｇ：バイオマス液体燃料

（注４７）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。

（注４８）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。

（注４９）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。

（注５０）変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。

（注５１）先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、変更する予定の調達上限比率を記載すること。

（注５２）燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。

（注５３）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。